

議案第 4 4 号

字の区域の変更について

京都都市計画事業向日市阪急洛西口駅東地区土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

なお、この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

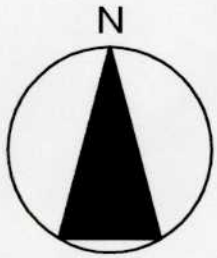
平成 2 5 年 8 月 2 6 日 提出

向日市長 久 嶋 務

次の表の右欄に掲げる土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を同表の左欄に掲げる字に変更する。

変更後		変更前		
大字	小字	大字	小字	地番
寺戸町	七ノ坪	寺戸町	正田	6の3の一部、6の4の一部、6の5、6の6の一部、6の7の一部、7、7の1、8の1、8の3、8の4、8の5、8の6、8の7、9の3、9の5の一部、10の3、10の6の一部、10の8の一部、11の3、11の5の一部、12の3、12の5の一部、13の3、13の5、13の7の一部、13の8、17、18の1、18の3の一部、18の4、23の3の一部、23の4の一部、24の3の一部、24の4の一部、25の3の一部、26の3の一部、27の3の一部、28の3の一部、29の3の一部、30の3の一部、31の3の一部、31の4の一部、31の5の一部
		〃	三ノ坪	4の93
〃	八ノ坪	〃	七ノ坪	1の一部、1の1、1の3の一部、2の一部、2の1、3の一部、3の1、3の2の一部、3の3の一部、4の一部、4の1、4の2の一部、5の一部、5の1、5の6の一部、6の一部、6の1、14の1、14の3の一部、15の一部、15の1
		〃	九ノ坪	1の2
		〃	志賀見	22の4
		〃	寺田	19の3

備考 地番は、平成25年6月27日現在のものである。



字界変更図

S=1:1,500

京都市西京区

京都市 南区

寺戸町正田

寺戸町七ノ坪

寺戸町八ノ坪

寺戸町
九ノ坪

向日市

寺戸町
志賀見

寺戸町
寺田

寺戸町三ノ坪

凡 例	
	町界(行政界)
	正田 字の名称
	旧小字界
	新小字界
	無地番道路
	無地番水路